

意見対比 (1)

2010/03/30 原告訴状

2010/07/08 被告答弁

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 4722万6022円

貼用印紙の額 金 16万4000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金4722万6022円及びこれに対する平成16年10月18日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮にこれを付するときは、担保を条件とする仮執行免脱宣言を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件は、神奈川県立保土ヶ谷高等学校で、平成16年9月に発生した、屋上防水補修工事に使用された有機溶剤に伴う汚染事故（シックスクール事故）において、美術科教諭だった原告が、被告のシックスクール事故に対する対処の遅れから、長期間にわたって有害な揮発性有機化合物（VOC）に被曝し続け、その結果、シックビルディング症候群及び化学物質過敏症に罹患したことの責任を被告に求めるものである。

被告（神奈川県教育委員会教育局）は、平成17年7月から対策工事を行うと共に、本件保土ヶ谷高校のシックスクール事故を契機に、平成18年3月に「県立学校における室内化学物質対策マニュアル」を作成した。

しかしながら、これらは、原告らが本件シックスクール事故の発生直後から、繰り返し主張し続け、被告の事故隠蔽的な姿勢の前に、何度となく断念させられそうになったものを、原告ら教職員や保護者の努力によって、ようやく被告に実現させることが出来たものである。事故の当初から、現在に至るまで、被告の対応は、生徒や教職員の健康を無視し、事故を隠蔽して責任を曖昧化しよ

うとしてきたと言わざるを得ず、現在に至るまで、何ら反省が見られない。被害者である教職員や生徒は、被告から謝罪のことばも受けることなく、未だに苦しめ続けられている。

原告は、本件訴訟において、このような被告の責任を明確にするとともに、その被害の救済を求めるものである。

第2 請求の原因に対する認否

請求の原因に対する認否は以下のとおりであるが、既に事故発生から5年半余りが経過していることや、関連する記録が県立保土ヶ谷高等学校（以下「保土ヶ谷高校」という。）のみならず、教育局関係各課などに分散しているため、事実関係の一部が未確認である。被告は、速やかに当時の経緯を知る関係者からの聴取を進めるとともに、引き続き関連記録の確認を行うことを予定している。

このようなことから、本答弁書においては認否の一部を留保し、当該部分については、追って準備書面で回答する。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件は、神奈川県立保土ヶ谷高等学校で、平成16年9月に発生した、屋上防水補修工事に使用された有機溶剤に伴う汚染事故（シックスクール事故）において、美術科教諭だった原告が、被告のシックスクール事故に対する対処の遅れから、長期間にわたって有害な揮発性有機化合物（VOC）に被爆し続け、その結果、シックビルディング症候群及び化学物質過敏症に罹患したことの責任を被告に求めるものである。

1 請求原因1「はじめに」について

第1段落のうち、平成16年9月に保土ヶ谷高校で実施した北棟及び西棟の屋上防水補修工事（以下「本件工事」という。）において、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）が室内に放散するという事故（以下「本件事故」という。）が発生したこと、その際、状況把握や初期対応に遅れがあったことは認め、その余は知らないし争う。

原告

被告（神奈川県教育委員会教育局）は、平成17年7月から対策工事を行うと共に、本件保土ヶ谷高校のシックスクール事故を契機に、平成18年3月に「県立学校における室内化学物質対策マニュアル」を作成した。

被告

第2段落については、概ね認める。

原告

しかしながら、これらは、原告らが本件シックスクール事故の発生直後から、繰り返し主張し続け、被告の事故隠蔽的な姿勢の前に、何度となく断念させられそうになったものを、原告ら教職員や保護者の努力によって、ようやく被告に実現させることが出来たものである。事故の当初から、現在に至るまで、被告の対応は、生徒や教職員の健康を無視し、事故を隠蔽して責任を曖昧化しようとしてきたと言わざるを得ず、現在に至るまで、何ら反省が見られない。被害者である教職員や生徒は、被告から謝罪のことばも受けることなく、未だに苦しめ続けられている。

原告は、本件訴訟において、このような被告の責任を明確にするとともに、その被害の救済を求めるものである。

被告

第3段落及び第4段落については、争う。

2 当事者

(1) 原告

原告は、昭和56年10月に、被告の高等学校教諭に採用された美術担当の教育公務員である。

原告は、平成15年4月から平成19年3月の4年間、後記の本件シックスクール事故が発生した、神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町1557所在の神奈川県立保土ヶ谷高等学校（以下「保土ヶ谷高校」という）の美術担当教諭として勤務した。

現在は、神奈川県立横浜南陵高等学校において美術担当教諭をしている。

2 請求原因2「当事者」について

(1) 原告

認める。

原告

(2) 被告

被告は、本件シックスクールが発生した保土ヶ谷高校を設置、管理している。

(2) 被告

認める。

被告

訴状 ~P2 L20
答弁 ~P2 L5